

## 公民館整備計画策定検討本部設置要綱

平成24年4月13日制定

(設置)

第1条 災害時に自主避難場所となる公民館の安全・安心を確保するため、公民館整備計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 避難所として適していない公民館の抽出並びに建替え、移設等の検討及び計画の立案

(2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職員をもって組織する。

2 委員長は教育部次長をもって充て、副委員長は土木都市建設部次長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認める場合において、委員でない者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、防府市教育委員会教育部生涯学習課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1	総務部次長
2	土木都市建設部次長
3	教育部次長
4	防災危機管理課長
5	財政課長
6	政策推進課長
7	地域振興課長
8	高齢福祉課長
9	道路課長
10	河川港湾課長
11	都市計画課長
12	建築課長
13	消防総務課長
14	生涯学習課長

※ 委員が欠席の場合は、代理出席を認める。